

**令和 7 年度刈谷市地域公共交通運賃料金協議会（小垣江線、東刈谷線）
議事概要**

- 日 時：令和 7 年 7 月 30 日（水）10:45～11:02
■場 所：刈谷市役所 7 階 701 会議室
■議 題：1 刈谷市コミュニティバス「かりまる」の運賃及び割引制度について
対象路線 小垣江線、東刈谷線

■出席者

委員号数	所属（役職）	氏 名	出欠
第 1 号委員	刈谷市副市長	近藤 智展	○
第 1 号委員	刈谷市都市政策部長	清水 雅之	○
第 2 号委員	東伸運輸株式会社 代表取締役	片桐 徹	○
第 3 号委員	中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	原田 光一郎	○
第 4 号委員	刈谷市自治連合会 副会長	二宮 成人	○
第 4 号委員	かりや消費者生活学校 運営委員長	作田 美乃利	○

（事務局）：都市政策部都市交通課 都築課長、深谷課長補佐、岡田公共交通係長、安田次世代モビリティ推進係長、五明主査、岡田主査、加藤主査

■傍 聴 者：0 名

■議事録署名者：議事に先立ち、議事録署名者に第 4 号委員 1 名（二宮成人）を指名

■協 議

議題 1 刈谷市コミュニティバス「かりまる」の運賃及び割引制度について

会長が議題についての説明を求め、事務局が資料に基づき説明した後、以下のとおり協議が行われた。

（委員） アプリを使用した支払いについてですが、1 回目と 2 回目の乗車で違う支払い方法を選択した場合、一日上限は適用されるのでしょうか。また、アプリと現金での組み合わせの場合など、一日上限の考え方はどのようなものなのでしょうか。

（事務局） アプリで表示される QR コードを利用した場合、支払い方法によらず一日上限が自動で適用されます。アプリの後にクレジットカードタッチを利用した場合は適用されません。アプリと現金も関連付けできませんので、こう言った内容は周知していきたいと考えております。

（委員） 例えば 1 回目をアプリ、2 回目を現金、3 回目をアプリとした場合はどうなりますか。

（事務局） 1 回目は 180 円、2 回目は 200 円、3 回目は 180 円、計 560 円の支払いとなります。

（委員） 自動で上限が適用されるのでは。

（事務局） システムで処理するため、現金での支払いは一日上限に反映されません。事前の周知、バス車内での案内、運転手に対応するためのマニュアルの整備など

実施していきたいと考えております。

(委員) 小垣江線、東刈谷線は交通系 IC が使えない路線なので、利用者とトラブルにならないよう、運転手教育などしっかりしていただくようお願いしたい。

会長が質疑の終結を宣言した後、原案に賛成の委員に挙手を求め、全員の挙手を確認し、協議を終了した。

■そ の 他

事務局より、協議が調ったことを証する証明書を発行する旨を報告し、閉会した。